労働安全衛生規則が改正されました

足場作業特別教育（6時間）
開催ご案内

改正労働安全衛生規則（平成27年厚生労働省令第30号、平成27年3月5日交付）により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、その従事する労働者に足場作業特別教育を行わなければならないこととなりました。

当支部におきましては、事業者に代わって足場作業特別教育を実施いたしますので、この機会を逃さず受講するようご案内いたします。

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部

足場作業特別教育が必要な業務

※足場の高さは制限がありません

組立

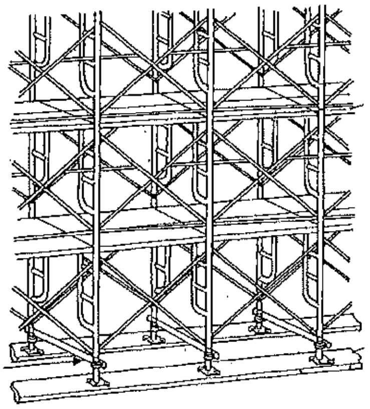

解体

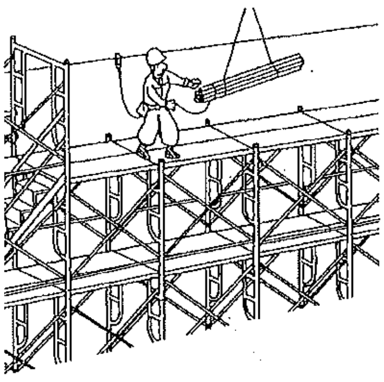

一部変更

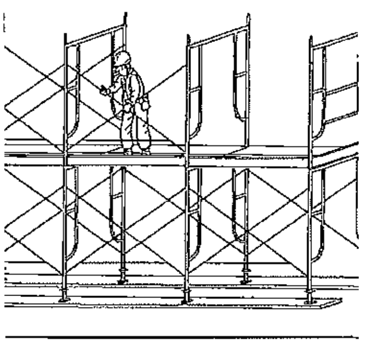

1. 教育の科目及び時間

科　　　　　目	初めて足場作業に従事する方
①足場及び作業の方法に関する知識	3時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
③労働災害の防止に関する知識	1時間30分
④関係法令	1時間
合　　　　　計	6時間

2. 開催日時・会　場

平成31年4月18日（木）9：00～
公益社団法人　日高地域人材開発センター
浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1　TEL（0146）22-2394

3. 受講対象者

足場の組立て、解体又は変更の作業経験のない方

4. 修　了　証

この特別教育の所定の科目を受講した方には、「足場特別教育修了証」を交付いたします。

5. 受講料及びテキスト代

受 講 料：6,480円 （内消費税　480円）	テキスト：900円 （内消費税　66円）	合　計：7,380 円

6. 受講申込みに必要なもの

受講希望者は、下記のものが必要になります。

① 受講申込書
② 証明写真２枚(3.0cm×2.5cm)上半身無帽で最近６ヶ月以内に撮影したもの。
（色付きサングラス、スナップ写真等、個人で撮影したデジタルカメラ写真は不可）
③ 修了証郵送料（ 242 円分の切手）
④ 受講料及びテキスト代

7. 申　込　先

〒057-0005
浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1（日高建設協会内）
TEL（0146）22-3080
建設業労働災害防止協会北海道支部　浦河分会

8. そ　の　他

① 講習１回あたりの定員は 100 名です。定員に達し次第申込み受付けを打ち切ります。

② 原則として、遅刻は認めませんので、ご留意ください。

③ 証明用写真の裏面には必ず氏名を記入してください。

④ 受講申込みをした後、原則として受講料、テキスト代はお返しできません。

⑤ 受講者が３０名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。

⑥受講申込者が少数の時は、講習を中止する場合がございますのでご了承下さい。

⑦お申込み開始は、平成31年1月15日（火）９：00からとなります。お申込みの前に必ず電話にて空き状況をご確認下さい。

◎建災防北海道支部が実施している講習会

《作業主任者講習》
足場/型枠/地山土止/木建/建築鉄骨/コンクリート解体/ずい道掘削/ずい道覆工/鋼橋/コンクリート橋

《技 能 講 習》
玉掛/小型移動式クレーン/車両整地/車両解体/高所作業車/不整地運搬車

《能力向上教育》
足場/木建/玉掛/車両整地/職長・安全衛生責任者

《特 別 教 育》
石綿/丸のこ/酸欠硫化水素/足場/ロープ高所作業

《そ の 他》
統括管理者/職長・安全衛生責任者/職長リスクアセスメント/新総合工事リスクアセスメント/安全衛生推進者/足場点検実務者

建設業労働災害防止協会北海道支部　http://www.kensaibou-hokkaido.jp/

※は記入しないで下さい。

※受講者確認

※受付　第　　　　　号

足場作業特別教育（6時間）

受　講　申　込　書

ふりがな		性別	生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日 （満　　才）	
氏　　名		男 女			
現住所		〒　　－ 電　話（　　　）　　－			
所属	住　所	〒　　－ 電　話（　　　）　　－			
	事業所名				
	連絡責任者	所属部課名 電　話（　　　）　　－			

※修了証番号	号
※修了証交付年月日	2019年　　月　　日

※の箇所は記入しないで下さい。

2019年　　月　　日

建設業労働災害防止協会北海道支部 殿

受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

この受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業においては使用することはいたしません。

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する**足場作業特別教育**は、北海道労働局(厚生労働省)が支給する標記助成金制度の対象となっています。

制度の概要は下記に示す内容となっておりますので、要件を満たす方で希望される方は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《支給要件》

1．資本金が３億円以下、又は従業員が300人以下であること
2．雇用保険料率が建設業の12.0/1000である中小建設事業主であること
3．不正及び労働関係法令違反や労働保険料の滞納をしていないこと
4．受講者が被保険者であること
5．受講者から費用を徴収していないこと
6．受講期間中、受講者に賃金が支払われること

《助成金の種類と金額》

1．【経費助成】
　① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
　　支給対象経費の３／４〔９／10〕
　② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
　　35歳未満　支給対象経費の７／10〔17／20〕
　　35歳以上　支給対象経費の９／20〔３／５〕
2．【賃金助成】
　① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
　　一人あたり日額　7,600円〔9,600円〕
　② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
　　一人あたり日額　6,650円〔8,400円〕

※〔　〕内は生産性要件を満たした場合の助成金額（100円未満切り捨て）

《手続きに関する留意点》

1．支給申請
　講習終了の翌日から起算して**２ヵ月以内**に、必要書類一式を管轄都道府県労働局に提出してください。(郵送の場合は提出期間内必着)
2．この制度を利用する場合に必要な書類は各分会に備えつけてありますので、事務局にお尋ねください。

※提出書類関係、提出期限及び手続きに関しては、労働局・職業対策課（雇用対策係）にお問い合わせ下さい。

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1−1 札幌第一合同庁舎3階
北海道労働局 職業対策課 雇用対策係
TEL 011−738−1043
FAX 011−738−1062